

## 《あいくる訪問看護ステーション》

### 指定訪問看護事業所及び指定介護予防訪問看護事業所運営規程

#### (趣旨)

第1条 この運営規程において、株式会社SNTが実施する指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下、「指定訪問看護」という。）事業所の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定めるもの。

#### (事業の目的)

第2条 指定訪問看護の事業は、訪問看護ステーション（以下、単に「ステーション」という。）の看護師等が、要介護状態又は要支援状態にあり、主治医が指定訪問看護の必要を認めた高齢者に対し、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すことにより、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

#### (運営の方針)

第3条 本事業の運営の方針は、以下のとおりとする。

- (1) 指定訪問看護は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
- (2) 事業者自らその提供する指定訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- (3) 指定訪問看護の提供に当たっては、訪問看護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行う。
- (4) 指定訪問看護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- (5) 指定訪問看護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- (6) 指定訪問看護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行う。
- (7) 特殊な看護等については行なわないもの。

2 事業実施に当たっては、市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携に努める。

3 事業所は、正当な理由なくサービス提供を拒まない。

(主治の医師との関係)

第4条 管理者は、主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理をしなければならない。

(サービス提供困難時の対応)

第5条 利用申込者に対し自ら適切な指定訪問看護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者にかかる居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定訪問看護事業者等の紹介その他の必要な措置を講じるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第6条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 あいくる訪問看護ステーション
- 2 所在地 福岡県行橋市大字下津熊1080番4

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第7条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- 1 管理者 1名

管理者は、ステーションの従業者の管理、指定訪問看護の利用の申込みに係る調整、主治医との連携・調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

- 2 看護師等 看護師 (常勤3人以上、非常勤1人以上)

看護師等は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、利用者又はその家族に説明する。

看護師等は、指定訪問看護の提供に当たる。

- 3 事務職員 必要に応じて配置する

必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第8条 営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日、8/13～8/15、12/30～1/3までを除く。
- 2 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- 3 サービス対応日 年中すべて対応する。
- 4 サービス対応時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- 5 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成)

第9条 指定訪問看護の提供を開始する際には、利用者の日常生活全般の状況及び希望を

踏まえて、提供するサービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービス及びサービスの内容等を記載した訪問看護計画を個別に作成する。

2 訪問看護計画の作成にあたっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成する。

3 訪問看護計画の作成にあたっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得る。

4 訪問看護計画を作成した際には、当該訪問看護計画を利用者に交付する。

5 訪問看護計画の作成後、当該訪問看護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該訪問看護介護計画の変更を行う。

6 看護師等は、訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成し、定期的に主治医に提出を行なうもの。

(指定訪問看護の内容)

第10条 指定訪問看護の内容は、次のとおりとする。

- 1 病状・障害の観察
- 2 清拭・洗髪等による清潔の保持
- 3 療養上の世話
- 4 褥創の予防・処置
- 5 リハビリテーション
- 6 認知症患者の看護
- 7 療養生活や介護方法の指導
- 8 カテーテル等の管理
- 9 その他医師の指示による医療処置

(指定訪問看護の利用料及びその他の費用の額)

第11条 指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護が法定受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に応じた額とする。

なお、健康保険の場合は、診療報酬の額による。

2 通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問看護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。但し、介護保険の場合は徴収しないものとする。

(1) 往復10キロメートル未満 100円

(2) 往復10キロメートル以上から5キロメートル毎に 50円加算

3 前二項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

4 事業所が利用者から第1項及び第2項の費用の支払いを受けたときは、サービスの内容・金額を記載した領収書(法定代理受領サービスに該当しない場合、サービス提供証明書)を利用者に交付することとする。

(通常の実業の実施地域)

第12条 通常の実業の実施地域は、行橋市、荻田町、みやこ町とする。

(緊急時又は事故発生時における対応方法)

第13条 看護師等は、指定訪問看護を実施中に、利用者に病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、又は事故が発生したときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかにあらかじめ定められた医療機関に連絡し、適切な処置を行うとともに、管理者の指示に従い、市町村(一部事務組合及び広域連合を含む。以下、同じ。)、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡しなければならない。

2 事業所は、事故の状況や事故に際して取った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じるものとする。

(衛生管理等)

第14条 事業所は、従業員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1)事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る

(2)事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する

(3)事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する

(居宅介護支援事業者等との連携)

第15条 事業所は、事業の実施に際し、主治の医師及び居宅介護支援事業者(必要と判断される場合は、主治医、保健医療・福祉サービス提供者を含む)と連携し、必要な情報を提供することとする。

(利用者に関する市町村への通知)

第16条 事業所は、利用者が正当な理由なしに指定訪問看護の利用に関する指示に従わな

いことにより利用者の要介護状態等の程度を悪化させたとき又は悪化させる恐れがあるとき、及び利用者に不正な受給があるとき等には、意見を付して当該市町村に通知することとする。

(利益供与の禁止)

第 17 条 事業所及びその従業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者サービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(秘密保持)

第 18 条 事業所及びその従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持する旨に従業者との雇用契約の内容とする。

3 サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、利用者又はその家族の同意をあらかじめ文書で得ておくものとする。

(苦情処理)

第 19 条 利用者やその家族からの苦情等に迅速かつ適切に対応するために、事業所に苦情受付窓口を設置する。苦情が生じた場合は、直ちに相手方に連絡を取り、詳しい事情を把握するとともに、従業者で検討会議を行い、必ず具体的な対応を行う。また、苦情記録、その対応を台帳に保管し、再発を防ぐ。詳細は別紙「利用者の苦情を処理するために講ずる処置の概要」による。

(虐待の防止)

第 20 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針の整備。

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施。

(4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第 21 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 22 条 本事業の社会的使命を十分認識し、従業者の資質向上を図るため、具体的な研修計画を策定し、研修等の機会を設けるとともに業務体制を整備する。

2 この規程の概要等、利用（申込）者のサービス選択に係る事項については、事業所内の見やすい場所に掲示又は縦覧に供する。

3 第 9 条のサービス提供記録については、利用者からの申し出があった場合には、それらを当該利用者に交付する。

4 第 4 条の主治の医師による指示の文書、訪問看護計画書、訪問看護報告書、サービス提供記録については、サービスの提供に係る保険給付支払の日から 5 年間、事故発生時の記録、市町村への通知及び苦情処理に関する記録については、その記録が完結してから 2 年間保存する。

5 都道府県及び市町村、並びに国民健康保険団体連合会（以下、「市町村等」という。）からの物件提出の求めや質問・照会等に対応し、その調査に協力するとともに、市町村等からの指導・助言に従って必要な改善を行う。また、市町村等から求められた場合には、その改善の内容を市町村等に報告する。

6 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は株式会社 SNT で定める。

(附 則)

この規程は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

介護保険 正看護師による訪問の単位・料金(准看護師の場合は 90%)

所要時間	単位(訪問看護)	基本料金	単位(介護予防訪問看護)	基本料金
20分未満	314 単位	3140 円	303 単位	3030 円
30分未満	471 単位	4710 円	451 単位	4510 円
30分以上 1時間未満	823 単位	8230 円	794 単位	7940 円
1時間以上 1時間 30分未満	1128 単位	11280 円	1090 単位	10900 円

介護保険 利用者負担額 (訪問看護)

所要時間	1 割	2 割	3 割
20分未満	314 円	628 円	942 円
30分未満	471 円	942 円	1413 円
30分以上 1時間未満	823 円	1646 円	2469 円
1時間以上 1時間 30分未満	1128 円	2256 円	3384 円

介護保険 利用者負担額 (介護予防)

所要時間	1 割	2 割	3 割
20分未満	303 円	606 円	909 円
30分未満	451 円	902 円	1353 円
30分以上 1時間未満	794 円	1588 円	2382 円
1時間以上 1時間 30分未満	1090 円	2180 円	3270 円

※上記利用金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、利用者の居宅サービス計画に定められた目安の時間を基準としています。

※介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は、全額自己負担となります。

早朝・夜間・深夜加算について

- ・夜間：午後 6 時～午後 10 時
- ・深夜：午後 10 時～午前 6 時まで
- ・早朝：午前 6 時～午前 8 時まで

加算の種類	単位数
夜間・早朝の場合	所定単位数の 25%
深夜の場合	所定単位数の 50%

理学療法士等によるリハビリ

介護度 時間・単位	8 時～18 時(単位) 費用	(深夜)18 時～22 時 (早朝)6 時～8 時(単位) 費用	深夜 22 時～6 時(単位) 費用
要介護 1・2・3・4・5	293 単位 2,930 円	293 単位の 25%増	293 単位の 50%
要支援 1・2	283 単位 2,830 円	283 単位の 25%増	283 単位の 50%

※1 回 20 分で 293 単位・283 単位となります。

その他のサービスの加算料金

項目	単位	基本料金
緊急時訪問看護加算（Ⅱ）（1 月につき）	574 単位	5,740 円
特別管理加算(1 月につき)	500 単位	5,000 円
退院時共同指導加算(初回月)	600 単位	6,000 円
初回加算（Ⅰ）	350 単位	3,500 円
初回加算(Ⅱ)	300 単位	3,000 円
看護・介護職員連携強化加算	250 単位	2,500 円
(介護予防) 長時間加算	300 単位	3,000 円
(介護予防) 複数名訪問加算	254 単位	2,540 円
ターミナル加算	2500 単位	25,000 円

※費用の計算方法

費用額 = 単位数 × 地域単価(10 円) 例：1 割負担の場合 = 費用額 - (費用額 × 0.9)

医療保険

所要時間	費用内容
<p>①訪問看護基本療養費〔Ⅰ〕 ※( )内は准看護師の場合  同一建物居住者以外の利用者に対して、訪問看護サービスを提供した場合に算定</p>	<p>週3回までの利用の場合 ￥5,550(￥5,050)×訪問日数 ※末期がん・神経難病等の利用者は上記に加え、週4日目以降は￥6,550(￥6,050)×訪問日数 ※急性憎悪・終末期等により、主治医から週4日以上頻回の訪問看護が必要である旨の「特別訪問看護指示書」の交付を受けた場合は、指示の日から14日を限度に訪問看護ができる(月に1回に限り。但し、別に厚生労働大臣が定める者については2回可能)</p>
<p>①訪問看護基本療養費〔Ⅱ〕 ※( )内は准看護師の場合  同一日に同一建物居住者である利用者に対して、訪問看護サービスを提供した場合に算定</p>	<p>週3回までの利用の場合 ￥5,550(￥5,050)×訪問日数 ※末期がん・神経難病等の利用者は上記に加え、週4日目以降は￥6,550(￥6,050)×訪問日数 ※急性憎悪・終末期等により、主治医から週4日以上頻回の訪問看護が必要である旨の「特別訪問看護指示書」の交付を受けた場合は、指示の日から14日を限度に訪問看護ができる(月に1回に限り。但し、別に厚生労働大臣が定める者については2回可能)</p>
<p>訪問看護基本療養費〔Ⅲ〕</p>	<p>￥8,500 ※入院中に外泊する者であって、次のいずれかに該当する者 ①特掲診療料の施設基準別表 第7に掲げる疾病等の者 ②特掲診療雨量の施設基準別表 第8各号に掲げる者 ③在宅療養に備えた一時的な外泊にあたり訪問看護が必要であると認められた者</p>
<p>②訪問看護管理療養費</p>	<p>1日目 : ￥7,670 2日目以降 : ￥3,000×訪問日数</p>
<p>③難病等複数回訪問加算</p>	<p>￥4,500×2回の訪問日数 ￥8,000×3回以上の訪問日数</p>
<p>④長時間訪問看護加算</p>	<p>￥5,200/週1回 ※基準告示 第2の3に指定する者で訪問看護が1.5時間を超える場合 (15歳未満の超重症児または準超重症児においては週3回)</p>

⑤特別管理加算	¥2,500/月 重症度の高い利用者の場合は¥5,000/月
⑥特別管理指導加算	¥2,000
⑦24時間対応体制加算	¥6,520/月 電話連絡対応・緊急時訪問看護対応
⑧夜間・早朝訪問看護加算 深夜訪問看護加算	6時～8時・18時～22時：¥2,100 22時～6時：¥4,200
⑨退院時共同指導加算	¥8,000
⑩退院時支援指導加算	¥6,000
⑪在宅患者連携指導加算	¥3,000/月 医師と連携し、患者・家族への助言指導
⑫在宅患者緊急時等カンファレンス加算	¥2,000/月 2回 患者の急変時に主治医等が、患者宅を訪問し関係者で診療方針等のカンファレンスを行った場合
⑬ターミナルケア療養費① ターミナルケア療養費②	① ¥25,000 在宅・特老等 ② ¥10,000 特老にて看取り加算あり
⑭乳幼児加算	¥1,500/1日につき
⑮複数名訪問看護加算	看護師：¥4,500/週 1回（准看護師：¥3,800/週） 看護補助者：¥3,000/週 3回
⑯情報提供療養費	¥1,500/月
⑰緊急訪問加算	¥2,650/月 病院・在宅支援診療所の指示により、緊急に訪問看護を実施した際

### 3 保険負担額について

- ・後期高齢者医療受給者の場合：保険の負担割合分
- ・各種健康保険法の対象者の場合：保険の負担割合分
- ・自立支援医療対象者の場合：上限額の範囲内に含まれる

## 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

1. 福岡県国民健康保険団体連合会 事業部介護保険課 TEL : 092-642-7859
2. 行橋市役所介護保険課 TEL : 0930-25-1111
3. 苅田町役場福祉課 TEL : 0934-34-5544
4. みやこ町役場保険福祉課高齢者支援係 TEL : 0930-32-2516